



2023年6月30日

各位

東京都渋谷区代々木二丁目6番5号  
 りらいあコミュニケーションズ株式会社  
 (コード番号: 4708 東証プライム)  
 代表取締役社長 網野 孝  
 問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長 岩本 健一郎  
 電話 03(5351)7200(代表)

### 支配株主等に関する事項について

当社のその他の関係会社である三井物産株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下の通りとなりますので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. その他の関係会社の商号等

2023年3月31日現在

名称	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
三井物産株式会社	その他の関係会社	36.6	0.0	36.6	株式会社東京証券取引所 株式会社名古屋証券取引所 証券会員制法人札幌証券取引所 証券会員制法人福岡証券取引所

#### 2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

三井物産株式会社(以下「三井物産」といいます。)は当社議決権の36.6%を保有しており、当社は同社の持分法適用関連会社です。

役員の兼務状況といたしましては、2023年3月31日現在、その他の関係会社である三井物産の小日山功氏が、同社の執行役員 ICT 事業本部長と当社の社外取締役を兼務しております。

出向者の受入れの状況といたしましては、2023年3月31日現在、三井物産から従業員10名の出向を受け入れております。

三井物産は、当社の主要株主であります。当社は関連当事者と一定額を超える取引を行う場合は、その妥当性、他の取引先と比して取引条件に問題がないかなどについて社内の案件審査委員会に付議する制度を導入しており、その他の一般の取引先と同様に、当社独自の判断によって取引を実行しております。従って、当社からの事業上の制約はなく、一定の独立性が確保されていると考えております。

#### (役員の兼務の状況)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
社外取締役	小日山 功	三井物産株式会社 執行役員 ICT事業本部長	DX戦略及びビジネス・プロセス・アウトソーシング事業に関する経験と知見に基づき、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に貢献が期待できると判断したため。

### 3. 支配株主等との取引に関する事項

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	三井物産 株式会社	東京都 千代田区	342,560	総合商社	(被所有) 直接 36.6	出向者の 受入等	出向料及び その他の費用	504	未払金	349

### 4. その他

2023年6月29日付「三井物産株式会社が出資する Otemachi Holdings 合同会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」でお知らせした通り、三井物産がその持分の全てを所有している Otemachi Holdings 合同会社が2023年5月30日から実施しておりました当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2023年6月28日をもって終了し、本公開買付けの結果、2023年7月5日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の親会社は以下の通りとなる見込みです。

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
三井物産株式会社	親会社	36.6	53.7	90.3	株式会社東京証券取引所 株式会社名古屋証券取引所 証券会員制法人札幌証券取引所 証券会員制法人福岡証券取引所
Otemachi Holdings 合同会社	親会社	53.7	0.0	53.7	—

(注)「議決権所有割合」とは、当社が2023年5月12日に提出した「2023年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2023年3月31日現在の発行済株式総数(64,838,033株)から、当社決算短信に記載された2023年3月31日現在の当社が所有する自己株式数(192株)を控除した株式数(64,837,841株)に係る議決権の数(648,378個)に占める割合です(小数点以下第二位を四捨五入しております。)

当社は、本日現在「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて、当社及び支配株主との間に重要な利害関係を有しない専門家や第三者機関等からの助言を取得する等、支配株主との取引等の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じることとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応いたします。

以上